

決算特別委員会

I 日 時 令和5年11月30日（木）

午後2時28分開会

午後2時38分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員長	渡辺 守人
副委員長	筱岡 貞郎
理事	川上 浩
〃	八嶋 浩久
〃	澤崎 豊
〃	針山 健史
〃	安達 孝彦
委員	佐藤 則寿
〃	尾山謙二郎
〃	光澤 智樹
〃	大井 陽司
〃	嶋川 武秀
〃	寺口 智之
〃	鍋嶋慎一郎
〃	瀧田 孝吉
〃	立村 好司
〃	谷村 一成
〃	庄司 昌弘
〃	大門 良輔
〃	瀬川 侑希
〃	藤井 大輔

委 員	種部 恭子
〃	岡崎 信也
〃	川島 国
〃	井上 学
〃	井加田まり
〃	永森 直人
〃	瘡師富士夫
〃	武田 慎一
〃	火爪 弘子
〃	宮本 光明
〃	五十嵐 務
〃	中川 忠昭
〃	鹿熊 正一
〃	菅沢 裕明
〃	米原 蕃

IV 会議に付した事件

- 1 付託案件の審査について
- 2 その他

V 議事の経過概要

- 1 付託案件の審査について

火爪委員から、議案第94号令和4年度富山県歳入歳出決算認定の件及び議案第97号令和4年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、反対の意見表明があった後、付託案件について採決が行われた。

議案第94号令和4年度富山県歳入歳出決算認定の件については、挙手多数により、原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第97号令和4年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定の件については、挙手多数により、原案のとおり可決及び認定すべきものと決した。

議案第95号令和4年度富山県電気事業会計利益の処分及び決算認定の件、議案第96号令和4年度富山県水道事業会計利益の処分及び決算認定の件並びに議案第100号令和4年度富山県流域下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件については、異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決した。

議案第98号令和4年度富山県地域開発事業会計決算認定の件及び議案第99号令和4年度富山県病院事業会計決算認定の件については、異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した。

なお、委員長から、①決算特別委員会審査報告書は定例会最終日に議席に配付し、審査概要を報告する、②報告の文案については一任願いたいとの発言があった。

(発言の内容)

火爪委員 認定案件のうち、日本共産党は、議案第94号令和4年度富山県歳入歳出決算認定の件と、議案97号令和4年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定の件の2案に反対の立場をとりますので、一言だけ述べておきます。総括質疑の中でほとんど述べたので、繰り返さないという立場で、確認しておきたいと思います。

認定できない予算決算項目は4本であります。

マイナンバーカード取得支援事業など6,272万7,000円、新川こども施設民間活力導入可能性調査事業995万5,000円、それから利賀ダム建設費負担金17億4,048万1,625円及び利賀ダム建設費の工業用水道会計負担金4,961万4,000円。それに富山市中心市街地再開発への補助金2億2,732万円、この4件であります。

3つについては総括質疑の中で述べましたので、繰り返しません。

総括質疑の中で述べなかった西町中心市街地補助金について

だけ述べておきたいと思います。これは富山市の西町総曲輪3地区の再開発事業費に対する、県からの補助金22億円のうち、2億2,732万円の決算であります。

なぜ反対するかということですがけれども、例えばこの3地区のうち、一番新しい中央通りD北地区の、地上24階のマンション220戸、スケートリンクなどが含まれる施設に、地元の地権者が28人おいでになりますけれども、この再開発ビルに入って営業できるのは1者のみであります。

まちづくりではなくて、事実上、マンション業者、大手不動産会社の利益を確保する事業になっておりまして、地元の商店街の解体事業であると思っています。やはりこれからのまちづくりは、地域の歴史や個性など、そういうものを大事にする丁寧なまちづくりでなければならない、転換が必要だと考えております。

以上、4つの決算項目に対する反対討論ということで、不認定でよろしく申し上げます。